

小児慢性特定疾病長期入院時付添支援助成

鳥取市が交付した小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちのお子さんが、その疾病の治療等のために連続して5日以上入院する場合、保護者が病院に5日以上宿泊して付き添う際に要する費用（寝具レンタル代・食事代等）の一部を助成します。

助成金対象者

鳥取市、岩美郡または八頭郡に住民票がある小児慢性特定疾病児童の保護者であって、以下の要件をすべて満たす者

- (1) 小児慢性特定疾病の治療等のために連続で5日以上入院する受診者に対して、その保護者が病院に5泊以上付き添いを行うこと。
- (2) 入院する受診者が、小学生以下または付き添いの必要性が高い者であること。

助成対象費用及び補助率

助成対象費用	補助率
付き添いのために病院に宿泊する際の寝具レンタル代 ※なお、院内の宿泊室、その他宿泊施設等の利用代は対象外。	1/2 (千円未満切捨て)
食事代その他付き添いに必要となる費用	定額 (付き添いした1泊につき 1,000 円)



申請に必要な書類

1	鳥取市小児慢性特定疾病児童等長期入院時付添支援事業助成金交付申請書兼請求書 ※	申請者＝口座名義人 裏面にも記入箇所があります。なお、裏面には医療機関の記入欄もあるので要確認。
2	病院に宿泊する際の寝具レンタル代に係る領収書	該当がある場合のみ提出
3	入院した児童の小児慢性特定疾病医療費医療受給者証及び自己負担上限額管理票の写し	

※1 交代で付き添いを行った場合等、複数名が付き添いをした場合は、代表者を記載してください。

※2 保護者が付き添った実日数を記載してください。交代等で複数名が付き添った場合は、宿泊した合計日数を記載してください。（2名以上が同日に宿泊した場合も、1日として算定します。）

申請期限

退院等により入院が終了した日の属する年度内（4月1日～3月31日）

ただし、2月～3月に退院等により終了された場合は翌年度5月まで申請可能

※注意）年度をまたぐ年単位の長期入院になる場合は、年度ごとに申請等の手続きが必要となります。その場合の申請期限は、またいだ年度の5月末までとします。

【申請・お問い合わせ先】

鳥取市役所こども家庭局 こども未来課 育成係

所在地：〒680-0845

鳥取市富安2丁目 138-4 鳥取市役所駅南庁舎 1階（③番窓口）

電話：0857-30-8239 E-mail：kodomo-mirai@city.tottori.lg.jp